

公 募

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度牛肉トレーサビリティ業務委託事業（DNA鑑定及びDNA鑑定照合用サンプル保管）
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和8年3月31日（火）
- (4) 納入場所 農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は、「D」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 前年度、支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）が発注する委託事業において、契約違反を行った者ではないこと。
- (6) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。
この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る公募の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。
なお、契約候補者に決定した場合は規約書等（写）を契約締結前までに提出すること。
また、全構成員は、上記（1）から（5）までの要件に適合していることが必要であるとともに、本公募において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。
- (7) 公募要領6に示す応募者の要件を満たす者であること。
- (8) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3 公募要領を取得する方法

- (1) 取得方法 農林水産省のウェブサイトから入手すること。なお、公募期間中（行政機関の休日を除く。）は農林水産省大臣官房予算課契約班（本館1階、ドアNo. 本135）でも交付する（午前10時～午後5時）。
- (2) 公募期間 令和7年4月17日～令和7年5月7日

4 その他

応募が複数ある場合には、競争性があることから一般競争入札によることとなるので、別途、公告する。

令和7年4月17日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）
須田 亙